

## 横環南の現状報告（横浜連協この1年間）

### I. 事業認定告示→土地収用法見直し必要

1. 27年10月2日 事業認定告示 同時に湘南横浜道路と上郷公田線も告示  
→10月6日 国交大臣に社会資本整備審議会の議事録を情報公開請求  
→5月30日 黒塗り妥当と情報保護審議会から答申書  
→6月20日付 1月4日の行政不服審査請求で異議申し立てをしたが国交大臣より上記答申は妥当として「棄却」と決定通知→提訴検討中
2. 12月16日 国交大臣に事業認定取り消し要請書送付（取消訴訟に代えて）  
→NEXCO 東日本社長、横浜市長へも同文送付→無視のまま  
→12月21日 衆議院議員（初鹿、本村、荒井、畑野、浅尾）に国交大臣への事業認定取り消し要請書を説明提出
3. 1月24日 庄戸三丁目 臨時総会 →NEXCO 提案（町会共有地と NEXCO 手当の土地と等積交換）を受入決定。→道路運動の変質
4. 3月10日 保留トラスト地に看板設置→強制収用手続き  
→地権者に手紙作戦中→収用委員会へ→多数トラスト権利者は無視の方向
5. 27年8月より7月まで各地工事説明会数回開催  
→手の付けられる所から工事着工中

### II. 第4回事業評価監視委員会→事業評価推進委員会

1. 10月28日連協から質問に対する回答を全委員が後日了承し事業継続  
→28年6月1日 公害総行動第41回で付帯意見「住民の理解を得ることが不可欠」を前面に国交省に工事不可を迫及中（個別交渉中）
2. 12月16日 関東地方整備局より情報公開  
→用地取得率定義の変更理由が判明 権利者数比率の原則に「なお書き」として多数権利者の土地については1件と扱うとした。平成26年7月1日より  
→横環南線のトラスト対策であったことが明確（用地取得率の誤魔化し）。

### III. 公害調停→法的拘束力なし

1. 公害調停その1 第23回9月3日～28年8月3日26回期日（次回）  
→被申請人の回答不満足として調停委員から回答の再要請指示あり
2. 公害調停その2 第3回12月7日 調停委員長より見込みなし発言  
→事業者は当方の意見書（協議会構成の変更提案）を拒否→調停不成立

### IV. その他活動

1. 11月7,8日 道路全国連第41回交流集会参加（東京経済大学）
2. 11月23日 第27回統一パレード&集会（朝日平和台で初開催）  
→畑野君枝衆議院議員他
3. 27年12月2日～7月21日 事業者と質問・回答会議開催 4回
4. 3月10日 永田さん追悼号発行（8年間で142件、942ページ執筆）
5. 4月5日 国交省等抗議行動&緊急院内集会参加（公共事業改革市民会議4回）  
→金子勝教授 アベノミクス、公共事業対策末期的と講演
6. 4月14日 神奈川共同行動第2回参加（国道事務所、横浜市役所）  
→全国公害総行動の神奈川版
7. 立石名誉教授による講演（熊本大地震に学ぶ）開催（9月24日）を決定

以上